

平成28年3月23日

陳情第45号

保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めるることに関する  
陳情書

保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めるに関する  
陳情書

【陳情趣旨】

1. 予てより、全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに入所処分が続いている。  
ボランティアの方々の尽力により、結果として横浜市を除く神奈川県所管では現在は皆無だが、一時的な応急処置にすぎず、制度の抜本改革が必須である。
2. これは、専ら人間の勝手な行動により、元々飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界に曝された挙句、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しく蹂躪する残虐非道たる行為である。
3. 当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所と何ら変わらない。
4. 収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのだが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかき傷が残るくらいであり、狭い真っ暗な金属製の箱＝毒ガス室に詰め込まれ、ガスを注入され、もがき苦しみ、激しく痙攣し、失禁及び嘔吐し、白目をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下のさらなる箱に乱暴に落下し、焼却され、粉砕された石灰の如く骨が残る。
5. 2. から 4. は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。
6. また、近年、全国的に青少年による動物又は人間に対する残虐非道たる獣奇的な虐待、傷害又は殺害等の事件が発生している。
7. 幼少時から、保健所等における動物の殺処分のおぞましい実態を把握させることで、動物も含めた命の大切さを植え付け、将来、無責任な動物の飼い主にならず、又は動物若しくは人を虐待することのない、まっとうな人間へ成長することが見込まれる。

【陳情項目】

1. 保健所等の動物収容施設における、当該動物の殺処分に係る部分の施設見学を、義務教育課程に含ませることを求める。

平成28年3月23日

小田原市議会議長  
武松 忠 様

提出者  
埼玉県北葛飾郡杉戸町○○○  
○○ ○○ 印